ファミリートーク新北島「ポイント制」運用規程

（目的）

第１条　ファミリートーク新北島管理組合規約第２９条第１項第１５号に基づく「地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成」は、ファミリートーク新北島居住者の心豊かなマンション生活の基礎となるとともに、管理組合本来の業務である施設の維持管理の面からも、マンションの資産価値の維持増大のために欠かせない重要な要素の一つである。また、居住者間の良好なコミュニティ形成には、新北島中町会との連携も不可欠である。そこで、当管理組合は、中町会と協力し管理組合や町会の活動に、居住者・組合員の積極的な参加を促すため本規程を定める。

（ポイントの付与）

第２条　下記行事の参加者に対し、住戸１戸毎に、次のとおりのポイントを付与する。

(1) 町会行事

餅つき（２点）、年末夜警（１点）、東公園清掃（１点）

(2) 管理組合行事

総会（３点）、草引き（各１点）、消防訓練（１点）

２　その他、居住者または組合員の全員を対象とする行事等については、ポイント制の対象とするか否かおよび付与する点数について、その行事等を主催する当管理組合または中町会において、その都度決定する。

（ポイント数の確認方法）

第３条　ポイント数の確認を正確に行うのため、各戸に交付するカードと、管理組合および中町会が調製保管する台帳の両方に、スタンプを押印する等の適宜の方法で、記入する。

２　前項のカードおよび台帳への記入は、当該行事等の際に行うものとする。

（賞品）

第４条　第２条のポイント取得者に対しては、毎年４月１日から翌年の３月３１日までのポイント数に応じて下記の金額相当の商品券等の賞品を交付する。

(1) ５～７ポイントに対して、金１，０００円

(2) ８ポイント以上に対して、金２，０００円

２　ポイントは、単年度で清算し、翌年度に持ち越しできないものとする。

（町会との協議）

第５条　予算の配分その他具体的な運用は、中町会と協議するものとする。

附　則　本規程は、平成１７年４月１日に遡って施行する。

附　則　本改正規程は、平成２３年４月１日に遡って施行する。